

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

近江八幡市安寧のまちづくり推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

近江八幡市

3 地域再生計画の区域

近江八幡市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

【地勢】

近江八幡市は、滋賀県の中心に位置し、琵琶湖で最大の有人島である沖島を有しているほか、ラムサール条約の登録湿地である西の湖の水郷地帯が、重要文化的景観に指定されているなど自然に恵まれている。

古くから農業を中心に栄えてきたが、中世以降は陸上と湖上の交通の要衝という地の利を得て、多くの城が築かれた。なかでも約 450 年前に織田信長により築城された安土城は、日本全国のみならず海外にも開かれた交流の拠点であった。

安土城の焼失後、楽市楽座をはじめとする信長の改革精神は、豊臣秀次の自由商業都市の思想に引き継がれ、さらに近江商人や町衆文化の基礎につながり、商人屋敷の町なみが今に伝わっている。

現代においては、協働のまちづくり基本条例に基づき、市内 10 か所の小学校区を単位として、住民自治組織である「まちづくり協議会」が設置され、地域の特色を活かした自治が行われているほか、千数百年の歴史を誇る伝統の火祭りが今なお保存・継承されるなど、市民の高邁な自治精神が根づいている。

また、大阪市や京都市方面とのアクセス利便性の高さ、温暖な気候と災害の少ない立地条件は、ベッドタウンとしての人口増加や産業の発展をもたらしてきた。

【人口】

国勢調査では、平成 7 年 (79,488 人、23,511 世帯) から平成 22 年 (81,730 人、28,591 世帯) にかけて、人口で約 1.03 倍、世帯数で約 1.22 倍となっている。しかし、平成 27 年 10 月 1 日現在 81,225 人 (国勢調査結果 (速報値))

と僅かに減少に転じている。

人口の年齢構成をみると、平成 22 年で年少人口（0～14 歳）：14.3%、生産年齢人口（15～64 歳）：64.0%、高齢人口（65 歳以上）：21.7%となっており、急速に高齢化・少子化が進んでいる。

人口の減少は、様々な経済活動や地域活動の低迷などに数多くの影響をもたらすものと予想され、本市の有する自然・歴史・文化に加え、市民性など地域の特性を最大限に活用した「質」を高める取組の実施が必要である。

【産業】

就業構造は、第 3 次産業の比率が増加している。

平成 17 年の産業別就業者構成をみると、第 1 次産業：1.8%、第 2 次産業：36.9%、第 3 次産業：61.3%であり、近年は第 1 次産業、第 2 次産業が減少し、第 3 次産業の比率が増加している。県内各市と比較すると第 1 次産業、第 2 次産業の比率が高い就業構造となっているが、特に農業を主産業としてきた本市において、農業従事者の高齢化や離農による担い手不足が課題である。

また、観光について、豊かな自然と歴史文化資源に恵まれた県内でも有数の観光都市であり、平成 21 年には年間約 330 万人が訪れている。しかしながら、観光客の内訳をみると、宿泊客が 3.3%と少なく、長期間滞在や、観光地間のネットワークに課題を抱えている。

4-2 地域の課題

当市の地域経済循環率は、74.7%であり、県内他市と比して地域経済の自立度が低い。また、地域内産業における構成割合（生産額）は、3 次産業が 61.3%、2 次産業が 37.0%、1 次産業が 1.7%であり、大規模商店をはじめとするサービス業が中心となっており、足腰の強い地域経済づくりのため、2 次産業、1 次産業のバランスを図りたい。

農業生産額は、全体の 1.7%であるが、市域 101.42k m²のうち、41.47k m²が農地を占め、農業の稼ぐ力である特化係数（付加価値額）は 1.80 である。これは、本市においては医療福祉（1.93）、建設業（1.90）に次ぐものであり、更なる高付加価値化による真の基幹産業化を図る必要がある。

また、八幡商人の伝統がありながら、当市の創業率（1.56%）は、滋賀県の平均（1.84%）を下回っており、伝統を再評価し、地域に貢献する新たな生業づくりが急務である。

4-3 目標

新たな雇用の場を生み出し、当市の総合戦略が示す将来都市像である「内

発的発展」を実現するため、医療福祉分野をはじめ裾野の広い産業が期待される「生涯活躍のまち」づくりに取り組む。

あわせて、移住促進と多様な経験をもつ都市部の高齢者の受け入れによる、ローカルベンチャーの創出や、基幹産業である農業の新たな担い手育成を一体的に進めることで、低迷する創業率の向上、新規就農者や農業の稼ぐ力（付加価値額）の向上を図り、地域の活力を維持することを目指す。

【数値目標】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 32 年 3 月末	平成 33 年 3 月末
移住・住み替え希望者数	9 件	9 件	10 件	10 件	30 件
創業者・社会起業家数	0 件	10 件	10 件	10 件	10 件
認定農業者及び認定新規就農者数	0 件	10 件	10 件	10 件	10 件

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本事業は、生涯活躍のまちづくりを通じて、①地方移住の促進と小さな拠点・まちの賑わいの創出、②安全安心居住環境の形成・コミュニティ活動の促進、③まちづくり活動・コミュニティ活動を通じた地域文化の継承・復興・展開と地方創生人材の育成、④東京圏等から移住してきた経験豊富なシニア住民と地域の活力ある青壮年住民のシナジーによる新事業促進を図るものである。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金：【A3007】

1 事業主体

近江八幡市

2 事業の名称及び内容：近江八幡市安寧のまちづくり推進事業

本事業は、生涯活躍のまちづくりを通じて、①地方移住の促進と小さな拠点・まちの賑わいの創出、②安全安心居住環境の形成・コミュニティ活動の促進、③まちづくり活動・コミュニティ活動を通じた地域文化の継承・復興・展開と地方創生人材の育成、④東京圏等から移住してきた経験豊富なシニア住民と地域の活力ある青壮年住民のシナジーによる

新事業促進を図るものである。

そのため、生涯活躍のまち推進体制の整備及び、移住予定者がスムーズに地域に馴染むための諸課題を解決するプラットフォームの形成・運営、移住者が移住後の暮らしの基盤を確保できるよう、就労・生業づくりプログラム、生涯学習や地域資源活用に係る学び・人材育成プログラムを行う。

また、移住希望者をはじめ市民・事業者が各プログラムに参画し実践する中で、生涯活躍のまちづくり形成事業に関わる人材や生業を創出する生態系を構築し、移住者（入居者）の増加・確保や地域創生の担い手育成を図ることで、事業の継続的な推進や自立化を図る。

安寧のまちづくり推進事業として、以下の事業を想定する。

○安寧のまちづくり拠点形成事業

自立した生活ができ、趣味や消費に意欲的なアクティブシニアをはじめとする様々な世代を首都圏などから呼び込むために、地域が移住希望者のニーズを取り入れながら、健康で安心して文化的な生活ができる地域づくりとして、安寧のまちづくり（近江八幡市版C C R C）を進める。これにより、新たな産業の創出、移住者等の雇用の受け皿の確保、新たな人の流れの創出や地域の活性化等を目指す。

○八幡商人育成事業

『三方よし』の経営哲学で知られる近江商人の精神を受け継ぐ、八幡商人を育成するために、経済団体、金融機関、民間事業者などと連携を図りながら、オール近江八幡で起業支援を実施する。

当事業では、目先の利益を追求するのではなく、中長期的な視点をもった経営者を育てることによって、地域に根差した企業を増やし、地域の活力向上につなげていく。育成プログラムとして、起業に向けたセミナーや経営理念に関するセミナーの開催、既存の企業とのマッチング、個別の事業計画の作成支援など起業に向けた支援の充実を図る。（就労・生業づくりプログラム）

○先進的農業者づくり塾・新たな農業人材創出事業

農業を主産業としてきた本市では農業従事者の高齢化、離農による担い手不足という課題に直面している。一方、新規就農を目指す者にとっては経営や栽培のノウハウが就農への壁となっている。

このため、①地域農業の将来にわたる発展を支える為にも意欲ある生産者の発掘・開拓に取り組むこと、および②米偏重の生産構造から多種多様な園芸品目の生産を推進するため、農産物の付加価値の向上に向け

加工品等の開発の取り組む意欲ある生産者の創出に取り組む。(就労・生業づくりプログラム)

○近江八幡未来づくりキャンパス事業

地域の課題や未来につながるテーマについて、市民と学生が共に創造的・実践的に学ぶ場づくりを行う。この中で検討された地域課題をローカルベンチャーに結びつける。

ここで想定されるローカルベンチャーは、移住を考える人にとって当市の地域資源を活用した移住後の生きがいづくりや、移住に係る障壁除去に資するものを想定。(学び・人材育成プログラム)

3 事業が先導的である認められる理由

【官民協働】

生涯活躍のまちづくりの拠点形成に当たっては、民間企業、医療・福祉団体、学識者に加え、「実+仮想空間プラットフォーム」により世界中の集合知を活用し、地域と移住希望者の双方の満足度が高い事業化を図る。各種プログラムは、地元経済界、自治会、まちづくり会社、高校、近隣大学等との連携により実施する。

【地域間連携】

既に当市と連携している「地域創造ネットワーク」を活用し、事例の共有を図る。実+仮想空間プラットフォームにより、当市における取組については、限定された地方公共団体のみではなく、あらゆる団体と共有される。

【政策間連携】

移住・交流による地域活性化のみならず、医療・福祉・都市基盤など地域が直面する高齢者問題のモデリングを図るものである。

【自立性】

生涯活躍のまちづくりについては、市が事業主体を選定した後は、同法人等により自立的に運営がなされる。移住者の移住後の暮らしを支援する各種プログラムについては、参加費等の自己負担と市の負担により運営する。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 32 年 3 月末	平成 33 年 3 月末
移住・住み替え希望者数	9 件	9 件	10 件	10 件	30 件
創業者・社会起業家数	0 件	10 件	10 件	10 件	10 件
認定農業者及び認定新規就農者数	0 件	10 件	10 件	10 件	10 件

5 評価の方法、時期及び体制

産官学民で事業推進及び検証に係る組織を設け、毎年度の事業効果を検証する。検証結果は報告書及び市ホームページで公表する。

6 交付対象事業に要する費用

①法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

総事業費 142,299 千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 33 年 3 月 31 日（5 カ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

（1）地域創造ネットワーク事業

事業概要：

近江八幡市では、平成 25 年度から友好都市や防災協定を締結する市町との間でネットワークを構築し、有事に備えた平時の連携強化を図っている。このネットワークを用いて、行政だけでなく、市民どうしが連携する場づくりを行い、交流の活性化や新たな価値の創造のため、年に数回の会議を開催しているほか、日々の情報共有を図っている。

この枠組みを活用し、連携自治体と生涯活躍のまちづくりに係る PR・交流事業を行うことで全国規模での展開と事例の共有を図る。

実施主体：

近江八幡市及び連携自治体（北海道松前町、同上ノ国町、福島県南相馬市、静岡県富士宮市、福井県小浜市、京都府向日市、大阪府藤井寺市、和歌山県御坊市、奈良県桜井市（平成 28 年 6 月現在））

事業期間：平成 25 年度～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 33 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価の手法

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

定量目標に関わる各指標は、毎年度集計し、毎年度終了後に効果検証を行う。その結果を踏まえ、目標の達成に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。

目標 1)

移住・住み替え希望者数については、毎年度末における問合せ件数を集計し、把握する。

目標 2)

創業者・社会起業家数については、毎年度末における実績を集計し、把握する。

目標 3)

認定農業者及び認定新規就農者数については、毎年度末における実績を集計し、把握する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	関連事業	平成 28 年度 基準年度	平成 29 年度	平成 30 年度 中間目標	平成 31 年度	平成 32 年度 最終目標
目標 1						
移住・住み替え希望者	安寧のまちづくり拠点形成事業	9 件	9 件	10 件	10 件	30 件
目標 2						
創業者数・社会起業家数	八幡商人育成事業	0 件	10 件	10 件	10 件	10 件
目標 3						
認定農業者及び認定新規就農者数	先進的農業者づくり塾・新たな農業人材創出事業	0 件	10 件	10 件	10 件	10 件

※数値は前年度比増加分

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

近江八幡市が、毎年度終了後に外部有識者等による評価を行い、報告書及び市ホームページにより公表する。